

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第293回 個人情報侵害罪及び関連犯罪の最新典型事例（上）

先日、中国最高人民法院は、個人情報侵害罪と関連犯罪の典型5事例を公表した。当該典型事例は司法機関による個人情報保護強化の最新動向を反映しており、日系企業の注目に値する。内容が多岐にわたるため、要点を（上）（下）2回に分けて解説する。

◇事例1 外注会社による個人情報の違法取得

▼事件の概要

某病院のオンライン予約システムの開発・メンテナンスを請け負うB社の法定代表者であったHは、2015～2020年にかけて、社員XとLに対し、バックエンドから同病院の予約者の個人情報を秘密裏に収集し、データを自社データベースにインポートするよう指示した。更に2021年初頭、Xは担当者に予約者情報を自社データベースに自動インポートするためのインターフェースを同病院向けソフトに実装するよう指示した。事件発覚後、同社のサーバー、データベース、Hの自宅機器からは、予約者情報を含む計287万8070件のデータが見つかった。

▼判決理由と結果

企業はサービス過程において、法令、事業範囲、契約の定め、プライバシーポリシーなどに厳格に従い、個人情報をサービスと権限の範囲内で合理的かつ合法的に処理すべきである。B社がサービスの過程で行った個人情報の違法取得は、情状が特に重く、公民個人情報侵害罪を構成するほか、B社の直接責任を負うHなどの管理職及びその他直接責任者も公民個人情報侵害罪を構成する。裁判所は本件の事実、情状、結果等を総合的に勘案し、B社には罰金30万元、H及びその他には懲役1年6ヶ月～5年6ヶ月と罰金1万～10万元を併科した。

◇事例2 内部不正に対する厳罰

▼事件の概要

2019年1月、鉄道駅の旅客係Cは、職務便宜を利用し、鉄道チケットシステムで照会した高速鉄道の利用者情報（高速鉄道利用の有無、乗車時間、列車番号、乗車駅、降車駅、座席、身分証明書番号などの個人情報）を1件10元～60円で売却した。また、自身の勤務時間外は同僚に依頼し、1件5元～10円で情報を照会させていた。違法に取得した個人情報の一部はLなどに売却され、Cの違法所得は2021年9月までに約19万元に上った。

▼判決理由と結果

内部からの流出は、個人情報漏洩の主なルートの一つである。職務便宜を利用し違法に取得した個人情報の売買は国の関連規定に違反しており、厳罰に処すべきである。

Cなどによるこれら行為は情状が特に重く、いずれも公民個人情報侵害罪を構成しており、法に沿って厳重に処罰すべきである。本件の事実、情状、結果などを総合的に勘案し、Cら被告には、懲役9ヶ月～3年8ヶ月（執行猶予1年6ヶ月など）、併せて罰金1万4千元～20万元などが科された。検察機関が提起した付帯民事公益訴訟の判決では、公益損害賠償金1万余元～20万元などの支払い、違法に取得した全個人情報の削除、及び国家級メディアでの公開謝罪が命じられた。

◇事例3 学歴・学籍情報の転売厳禁

▼事件の概要

2021年8月、HはLを通じて、依頼者から氏名と身分証番号を使った学歴情報照会を依頼され、Mは身分証の顔写真を探し出し、偽造身分証の画像を作成した。HとGはレンタルした携帯電話番号でSMS認証コードを受信し、「学信網」アカウントを登録した。その後、Hは上述の偽造身分証画像を使って、技術的手段により「学信網」の認証を突破し、ダウンロードした『教育部学歴証明書電子登録備案表』を販売し不正利益を得ていた。事件発覚時、それぞれの不正所得は6千元～30万元であった。

▼判決理由と結果

裁判所は、本件は学籍・学歴データ公式照会プラットフォームから技術的手段を使い違法に情報を取得・販売した典型事例であるとした。被告人らはレンタルした携帯電話番号で認証コードを受信し、身分証画像や認証動画を偽造するなど技術的手段を用いて「機器レンタル、アカウント登録、虚偽認証、情報ダウンロード、販売利益獲得」という一連の行為により犯罪を形成した。この種の犯罪は、個人情報の安全を著しく侵害するだけでなく、公民の社会的信用や将来的な就業にも悪影響を及ぼす。また取得した情報は学歴詐称、就職資格や特殊業種資格の詐取などに広く利用されており、社会の信用システムや国の人材管理秩序を著しく破壊するものである。

Hなどによる個人情報の違法取得・販売は、情状が特に重く、いずれも公民個人情報侵害罪を構成している。本件の事実、情状、結果などを総合的に勘案し、Hなどには懲役8ヶ月～3年8ヶ月、罰金1万元～31万元が科された。検察機関が提起した付帯民事公益訴訟の判決では、Hなどに国家級メディアでの公開謝罪、違法に取得した個人情報の削除、権利侵害に使用した通信ソフトの削除、及びそれぞれに6千元～30万の公益損害賠償金支払いが命じられた。

《上海・華東》

電気風電、洋上風力発電機48基受注＝上海市

中国ニュースサイトの新浪財經が8日までに伝えたところによると、中国重電大手の上海電気集団傘下の上海電気風電集団（上海市）はこのほど、国有電力大手の中国大唐集団（北京市）から大型風力発電機48基を受注した。受注総額は18億6000万元（約440億円）。

受注したのは出力1万2000～1万3000キロワット（kW）規模の風力発電機「12XMW」。江蘇省北部の塩城市浜海県と東台市に建設する洋上風力発電施設2カ所向けで、総出力は60万kW規模。

このうち浜海の沿岸部に建設する「浜海南区H4-1海上風電場」の出力は20万kWで、16基を建設する。また、「東台H5海上風電場」の出力は40万kWで、32基を建設する見込み。（上海時事）

自動車産業セミナー開催＝上海で18日—PwC中国

大手コンサルティング事務所PwC中国の日本企業部は18日、「中国自動車産業セミナー」を上海で開催する。今年の北京国際モーターショーに出展された新型車や最新技術の動向を踏まえ、モビリティの未来像と中国自動車産業の競争戦略について同社の専門家が解説する。また、人工知能（AI）を活用した製品開発の事例を紹介するほか、ネットワークイベントも予定している。

使用言語は日本語で、参加費は無料。申し込み（16日締め切り）は下記サイトから。

<http://www2.jiji.jp/jw/ad/ad.php?d=7jqet441>